

育児休業手当金

育児休業手当金変更(短縮・延長)

請求書

該当する項目を丸で囲んでください

決定額		共済記入欄のため記入しないでください	
円			
所属所名 (所属コード)		(E)	
資格取得年月日		資格喪失年月日	
年 月 日		年 月 日	
育児休業に係る 子の氏名		続柄	
育児休業に係る 子の生年月日		令和 年 月 日	
育児休業の期間		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
育児休業の期間 (変更後)		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
育児休業手当金の 請求期間		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
		1歳以降	
		1歳(1歳6か月)を超える延長請求の場合は□にチェックを入れてください	
標準報酬月額		円	
育児休業手当金 請求合計額		円	
上記のとおり請求します。			
公立学校共済組合徳島支部長 殿			
令和 年 月 日			
〒			
請求者 住所			
氏名			
(印)			
(自署の場合省略可)			
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。			
令和 年 月 日			
職名			
所属所長 氏名			
所属所受付年月日			
所属所の文書受付印の押印又は 受付印がない場合は年月日を記入し 担当者印を押印してください。			
令和 年 月 日			

- 添付書類：1.育児休業手当金計算書
- 2.育児休業期間が書かれた辞令の写し
- 3.育児休業に関する証明書（毎月10日までに共済組合に届くように提出してください）
- 4.延長要件に該当したことがわかる公的な証明書（市町村が交付した入所不承諾書等）
- 5.申告書（令和7年4月1日以降に子どもが1歳（1歳6か月）になる場合）
- 6.保育所等の利用申込書の写し（令和7年4月1日以降に子どもが1歳（1歳6か月）になる場合）
- ※4～6は1歳（1歳6か月）を超える延長請求の場合のみ必要になります。
- ・育児休業手当金の支給期間内（育児休業に係る子が1歳に達する日まで）において、育児休業期間を変更した場合は、育児休業手当金変更請求書と添付書類1～3を提出してください。
- ・育児休業に係る子が1歳（1歳6か月）を超える、育児休業手当金の支給延長要件に該当した場合は、育児休業手当金変更請求書と添付書類1～6（5と6は令和7年4月1日以降に子どもが1歳（1歳6か月）になる場合）を提出してください。
- ・雇用保険加入者は、原則ハローワークが請求先となります。雇用保険法の規定により支給されない場合は共済組合から支給することになりますので、添付書類1～3に加えて、ハローワークに請求できない旨が書かれた書類を添付し、共済組合に請求してください。
- ・雇用保険賃金日額は毎年8月1日に変更されます。

公立学校共済組合	受付欄

育児休業手当金

育児休業手当金変更(短縮・延長)

請求書

該当する項目を丸で囲んでください

所属署名 (所属コード)		〇〇小学校 (E 1234)		組合員証番号	1234567
資格取得年月日		資格喪失年月日		組合員氏名	福利 花子
平成25 年 4 月 1 日		年 月 日			
育児休業に係る 子の氏名		福利 徳男		続柄	令和 6 年 9 月 6 日
				長男	
育児休業の期間		令和 6 年 11 月 14 日 ～ 令和 7 年 9 月 5 日			
育児休業の期間 (変更後)		令和 6 年 11 月 14 日 ～ 令和 7 年 10 月 31 日			
育児休業手当金の 請求期間		令和 7 年 9 月 6 日 ～ 令和 7 年 10 月 31 日 ☒			
標準報酬月額		410,000			
上記のとおり請求します。 公立学校共済組合徳島支部長 殿 令和 7 年 9 月 10 日 〒 770-0941 請求者 住所 徳島市万代町1丁目1-1 氏名 福利 花子 (印) (自署の場合省略可)					
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 令和 7 年 9 月 12 日 所属所長 職名 〇〇小学校 校長 氏名 阿波 二郎 所属所受付年月日 所属所の文書受付印の押印又は 受付印がない場合は年月日を記入し 担当者印を押印してください。 令和 年 月 日 受付印は所属所経由であることを 確認するために必ず必要です。 押印がない場合は受付できません。					

- ・添付書類：1.育児休業手当金計算書
- 2.育児休業期間が書かれた辞令の写し
- 3.育児休業に関する証明書（毎月10日までに共済組合に届くように提出してください）
- 4.延長要件に該当したことがわかる公的な証明書（市町村が交付した入所不承諾書等）
- 5.申告書（令和7年4月1日以降に子どもが1歳（1歳6か月）になる場合）
- 6.保育所等の利用申込書の写し（令和7年4月1日以降に子どもが1歳（1歳6か月）になる場合）
- ※4～6は1歳（1歳6か月）を超える延長請求の場合のみ必要になります。
- ・育児休業手当金の支給期間内（育児休業に係る子が1歳に達する日まで）において、育児休業期間を変更した場合は、育児休業手当金変更請求書と添付書類1～3を提出してください。
- ・育児休業に係る子が1歳（1歳6か月）を超える、育児休業手当金の支給延長要件に該当した場合は、育児休業手当金変更請求書と添付書類1～6（5と6は令和7年4月1日以降に子どもが1歳（1歳6か月）になる場合）を提出してください。
- ・雇用保険加入者は、原則ハローワークが請求先となります。雇用保険法の規定により支給されない場合は共済組合から支給することになりますので、添付書類1～3に加えて、ハローワークに請求できない旨が書かれた書類を添付し、共済組合に請求してください。
- ・雇用保険賃金日額は毎年8月1日に変更されます。

公立学校共済組合	受付欄
----------	-----